

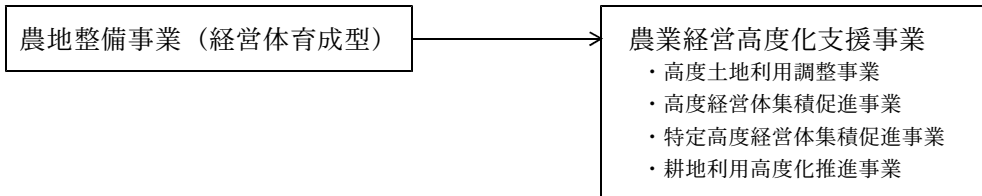
<b>農地整備事業（経営体育成型）</b> （旧経営体育成基盤整備事業（一般型））	事業主体 県	所管課班 ㊦ 農村振興課 地域計画班 ㊧ 農村整備課 ほ場整備班
--	--------	--

## 目 的

区画整理を中心とした土地基盤の総合的な整備と、既に整備された優良農地の施設の老朽化等に対応した更新整備を、地域農業の展開や担い手の意向を踏まえつつ、地域の実情に応じて柔軟かつ弾力的に実施し、将来にわたって優良農地の適切な維持・保全を図るものであり、意欲ある経営体による農業の展開を推進する。

（ハード事業）

（ソフト事業）



※本事業は、経営体育成基盤整備事業（一般型）、経営体育成基盤整備事業（面的集積型）、経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）を統合したものであるが、採択要件、負担割合は旧事業に基づく。

## 採 択 要 件（旧経営体育成基盤整備事業（一般型）の採択要件による）

- 1 事業完了時において、次のいずれかを満たすこと。
  - ・認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る地域担い手育成総合支援協議会が作成するアクションプログラムに定める目標割合以上となること。
  - ・認定農業者が30%以上増加すること。
- 2 事業完了時において、事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が以下のとおり増加することが確実に見込まれること。
  - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が20%未満である場合は、これが30%以上となること。
  - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が20%以上50%未満である場合は、これが10ポイント以上増加すること。
  - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が50%以上55%未満である場合は、これが60%以上となること。
  - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合は、これが5ポイント以上増加すること。
  - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が90%以上95%未満である場合は、これが95%以上となること。
  - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合は、事業実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。
- 3 受益面積が20ha以上であること。
- 4 事業実施地区にかかる市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施すること。
- 5 農業経営高度化支援事業の実施に当たっては、上記1又は2及び次の要件を満たすこと。
  - (1) 事業実施地区において、農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体（以下「高度経営体」という。）が促進計画に定める目標年度までに一以上育成されることが確実に見込まれること。
  - (2) 別表の区分の欄の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)のアの高度経営体集積促進事業を行う場合にあつては、農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。
  - (3) 別表の区分の欄の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)のイの特定高度経営体集積促進事業を行う場合にあつては、農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

## 事業内容

### （1）農地整備事業（経営体育成型）

次に掲げるア～オの事業のうち2以上（アは単独でも可）の事業を実施。

- ア 区画整理
- イ 暗渠排水

- ウ 農業用排水施設
- エ 農道
- オ 客土

上記のほか、当該生産基盤整備事業と密接な関連事業と併せて一体的に実施するもの。

※ほ場整備事業実施要綱及び土地改良総合整備事業実施要綱により採択した事業については、経過措置として従前の例により継続するものとする。

- ・ほ場整備事業（担い手育成型）区画整理
- ・土地改良総合整備事業（一般型）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 (経営体育成型)		27.5		12.5	( )は中山間等地域適用
	(旧経営体育成基盤整備事業 (一般型))	50 (55)	30	10 (5)	10	H22まで新規地区適用
			32.5		7.5	H17まで新規地区及びH19まで 新規の2期地区に適用
			35		5	H12まで新規地区適用

(2) 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

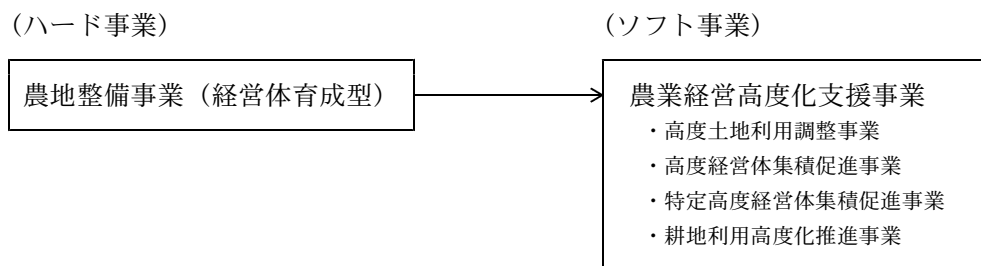
区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営 高度化支 援事業	(1)高度土地利用調整事業					
	ア 指導事業	土地利用調整及び農用地の 利用集積を推進するため、 都道府県が行う普及・指導 活動	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、 土地利用調整活動、関係機 関との調整等調査・調整活 動	50 (55)	30 (27)	20 (18)	H22年度以前の採択地区
			50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
(2)農業経営高度化促進事業	高度経営体集積 促進事業	高度経営体への農地の利用 集積に向けた促進支援	50 (55)	35 (31.5)	15 (13.5)	H12年度以前の採択地区
			[35]	[35]	—	
			<38.5>	<31.5>	—	
			50 (55)	50 (45)	—	H13～15年度の採択地区
			50 (55)	20 (18)	30 (27)	助成割合は2.5%まで
			[20]	[20]	—	助成割合2.5～5%まで
			<22>	<18>	—	
			50 (55)	35 (31.5)	15 (13.5)	H16～17年度の採択地区
			[35]	[35]	—	
			<38.5>	<31.5>	—	
50 (55)	30 (27)	20 (18)	H18～22年度の採択地区			
[30]	[30]	—				
<33>	<27>	—				
50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区			
	(3)耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理 及び不陸均平、暗渠の維持 管理、その他の農用地の良 好な生産環境の維持及び条 件整備活動	50 (55)	—	—	

- ・ (1)のイと(3)については、市町村、土地改良区等が実施主体、(2)については、市町村が事業主体
- ・ ( )は中山間等地域に適用
- ・ [ ]は市町村の負担が無い場合に適用
- ・ < >は市町村の負担が無い場合の中山間等地域に適用

<b>農地整備事業（経営体育成型）</b> （旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））	事業主体 県	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 ほ場整備班
--	--------	-------------------------------------

## 目 的

区画整理を中心とした土地基盤の総合的な整備と、既に整備された優良農地の施設の老朽化等に対応した更新整備を、地域農業の展開や担い手の意向を踏まえつつ、地域の実情に応じて柔軟かつ弾力的に実施し、将来にわたって優良農地の適切な維持・保全を図るものであり、意欲ある経営体による農業の展開を推進する。



※本事業は、経営体育成基盤整備事業（一般型）、経営体育成基盤整備事業（面的集積型）、経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等体育成型）を統合したものであるが、採択要件、負担割合は旧事業に基づいている。

## 採 択 要 件

（旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型）による）

- 1 事業完了時において、事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、農村振興局長が別に定める集積団地要件を満たす農用地面積の割合が以下のとおり増加することが確実に見込まれること。
  - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が13%未満である場合は、これが20%以上となること。
  - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が13%以上35%未満である場合は、これが7ポイント以上増加すること。
  - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が35%以上38.5%未満である場合は、これが42%以上となること。
  - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が38.5%以上63%未満である場合は、これが3.5ポイント以上増加すること。
  - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が63%以上66.5%未満である場合は、これが66.5%以上となること。
  - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が66.5%以上である場合は、事業実施により、これらの担い手への面的集積が図られること。
- 2 受益面積が20ha以上であること。（ただし、合計60ha以上の営農上のまとまりある区域内であれば、20haがまとまってなくとも可）
- 3 事業実施地区にかかる市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施すること。
- 4 農業経営高度化支援事業の実施に当たっては、上記1及び次の要件を満たすこと。
  - (1) 事業実施地区において、農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体（以下「高度経営体」という。）が促進計画に定める目標年度までに一以上育成されることが確実に見込まれること。
  - (2) 別表の区分の欄の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)の高度経営体面的集積促進事業を行う場合に当たっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

## 事業内容

### (1) 農地整備事業（経営体育成型）

次に掲げるア～オの事業のうち2以上（ア、イは単独でも可）の事業を実施。

- ア 区画整理
- イ 暗渠排水
- ウ 農業用排水施設
- エ 農道
- オ 客土

上記のほか、当該生産基盤整備事業と密接な関連事業と併せて一体的に実施するもの。

※ほ場整備事業実施要綱及び土地改良総合整備事業実施要綱により採択した事業については、経過措置として従前の例により継続するものとする。

- ・ほ場整備事業（担い手育成型）区画整理
- ・土地改良総合整備事業（一般型）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 (経営体育成型)  (旧経営体育成基盤整備事業 (面的集積型))	50	27.5	10	12.5	一般地域に適用
			30			H18～H22新規地区適用
			32.5	5	10	H13～H17新規地区適用
			35			～H12まで新規地区適用
55	27.5	7.5	10	中山間等地域に適用		
	30			～H22まで新規地区適用		

### (2) 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営 高度化支 援事業	(1)高度土地利用調整事業	土地利用調整及び農用地 の利用集積を推進するた め、都道府県が行う普及 ・指導活動	50 (55)	50 (45)	—	
	ア 指導事業					
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活 動、土地利用調整活動、 関係機関との調整等調査 ・調整活動	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業	高度経営体への農用地の 面的利用集積に向けた促 進支援	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
高度経営体面的集積 促進事業						
(3)耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処 理及び不陸均平、暗渠の 維持管理、その他の農用 地の良好な生産環境の維 持及び条件整備活動	50 (55)	—	—		

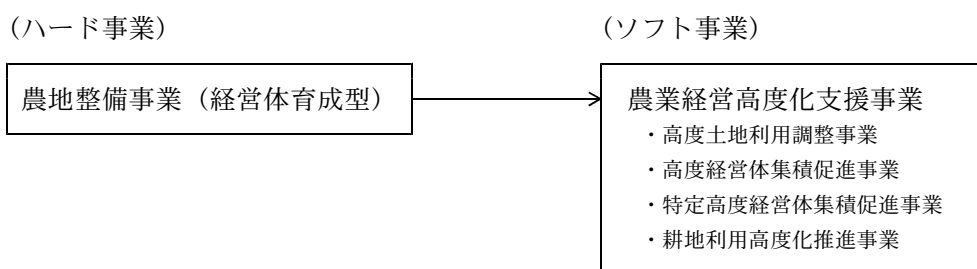
(1)のイについては、市町村、土地改良区等が実施主体、(2)、(3)については、市町村が実施主体  
( )は中山間地域に適用



<b>農地整備事業（経営体育成型）</b> (旧経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）)	事業主体 県	所管課班 ㊦ 農村振興課 地域計画班 ㊧ 農村整備課 ほ場整備班
---	--------	-------------------------------------

## 目 的

区画整理を中心とした土地基盤の総合的な整備と、既に整備された優良農地の施設の老朽化等に対応した更新整備を、地域農業の展開や担い手の意向を踏まえつつ、地域の実情に応じて柔軟かつ弾力的に実施し、将来にわたって優良農地の適切な維持・保全を図るものであり、意欲ある経営体による農業の展開を推進する。



※本事業は、経営体育成基盤整備事業（一般型）、経営体育成基盤整備事業（面的集積型）、経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）を統合したものであるが、採択要件、負担割合は旧事業に基づいている。

## 採 択 要 件 （旧経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）による）

- 1 事業完了時において、以下のいずれかを満たす農業生産法人等及び経営基盤強化法に規定する特定農業法人が育成されることが確実と見込まれること。
  - ①農業生産法人が存在しない地区
    - ・生産基盤整備事業等の完了時において、農業経営の法人化に関する計画を有するものが、同計画を達成するとともに、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する対象農業者である農業生産法人となることが確実と見込まれること。
  - ②農業生産法人が存在する地区
    - ・生産基盤整備事業等の完了時において、当該農業生産法人が特定農業法人として農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する対象農業者である農業生産法人となることが確実と見込まれること。
- 2 生産基盤整備事業等の完了時において、受益面積に占める1の要件を満たす農業生産法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実と見込まれること。
- 3 受益面積が20ha以上であること。
- 4 事業実施地区にかかる市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施すること。
- 5 農業生産法人等農地集積促進事業を行う場合にあつては、上記のほか農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

## 事業内容

(1) 農地整備事業（経営体育成型）

次に掲げるア～オの事業のうち2以上（ア、イは単独でも可）の事業を実施。

- ア 区画整理
- イ 暗渠排水
- ウ 農業用排水施設
- エ 農道
- オ 客土

上記のほか、当該生産基盤整備事業と密接な関連事業と併せて一体的に実施するもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業（経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （農業生産法人等育成型））	50 (55)	27.5	10 (7.5)	12.5 (10)	( )は中山間等 地域

(2) 農業経営高度化支援事業

区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営 高度化支 援事業	(1)高度土地利用調整事業					
	ア 指導事業	土地利用調整及び農用地 の利用集積を推進するた め、都道府県が行う普及 ・指導活動	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活 動、土地利用調整活動、 関係機関との調整等調査 ・調整活動	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業					
	農業生産法人等農地集積 促進事業	農業生産法人等水田・畑 作経営所得安定対策対象 経営者への農用地の利用 集積に向けた促進支援	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処 理及び不陸均平、暗渠の 維持管理、その他の農用 地の良好な生産環境の維 持及び条件整備活動	50 (55)	—	—	

(1)のイについては、市町村、土地改良区等が実施主体、(2)、(3)については、市町村が実施主体  
( )は中山間地域に適用

<b>農地整備事業</b> <b>(耕作放棄地解消・発生防止基盤整備)</b> (旧耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 ほ場整備班
---	------------------------	-------------------------------------

## 目 的

耕作放棄が発生している未整備地区での基盤整備，整備済地区での簡易な整備を実施するとともに，当該農地における長期の活用を義務付けること等により，耕作放棄地の解消・発生防止を図る。

## 採択要件

- ・耕作放棄地を一定割合以上含むこと
- ・整備対象となる耕作放棄地に長期の活用を義務付けること
- ・耕作放棄地解消等基盤整備基本構想を策定すること
- ・受益面積：20ha以上（なお，営農上まとまりのある一定区域の規模の合計が60ha以上であることを条件として，土地・水のつながりにとらわれずに一定区域の範囲内で受益地を設定することも可。）
- ・なお，一定割合以上の耕作放棄地が担い手に利用集積される場合には，無利子融資を受けることが出来る

## 事業内容

地域における耕作放棄地の発生や担い手への利用集積の状況等を踏まえ，必要となる基盤整備・関連支援施策を総合的・一体的に実施。

- (1) 農業生産基盤整備事業
  - ア 区画整理
  - イ 暗渠排水
  - ウ 農業用排水施設
  - エ 農道
  - オ 客土
  - カ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備  
(カは，ア～オのいずれかの事業と併せて実施)
- (2) 農業生産基盤整備附帯事業
- (3) 農村生活環境基盤整備事業
- (4) 耕作放棄地解消支援事業
- (5) 耕作放棄地活用推進事業
- (6) 特認事業

## 事業主体

都道府県 …… (1)～(3)及び(6)  
 都道府県，市町村，土地改良区等 …… (4)，(5)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	50 (55)	未 定	未 定	未 定	( )は中山間等



<b>経営体育成基盤整備事業</b> <small>※この事業は、継続地区に係る経過措置を除き廃止</small>	事業主体 県	所管課班 ㊦ 農村振興課 地域計画班
		㊧ 農村整備課 ほ場整備班

## 目 的

地域農業の展開方向及び生産基盤の整備状況等を勘案し、経営体の育成を図りながら、所要の生産基盤と生活環境の整備を柔軟かつ弾力的に実施することにより、高生産性農業の展開が見込まれる大規模水田地域の整備の着実な推進や優良農地の将来にわたる適切な維持・保全及び経営体の確保を図り、もって、食料自給率の向上や農業の多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展等に資するもの。

## 事業の統合・再編

従来の担い手への農地利用集積を要件とした事業を経営体育成基盤整備事業に一本化し、①担い手への農地利用集積、②面的集積の推進、③農業生産法人等の育成など、地域の目指す方向に即して事業の使い分けが出来るよう「型」として設定した。

従来) 経営体育成基盤整備事業	→	再編後) ①一般型
農地集積加速化基盤整備事業	→	②面的集積型
農業生産法人等育成緊急整備事業	→	③農業生産法人等育成型

## 採 択 要 件

	一般型 旧経営体育成基盤整備事業	面的集積型 旧農地集積加速化基盤整備事業	農業生産法人等育成型 旧農業生産法人等育成緊急整備事業
受益面積	・20ha以上	・20ha以上 (ただし、合計60ha以上の営農上のまとまりある区域内であれば、20haがまとまってなくとも可)	・20ha以上

## 事 業 内 容

	一般型	面的集積型	農業生産法人等育成型
(ハード事業)	次に掲げるア～オの事業のうち2以上の事業を実施		
農業生産基盤整備事業	ア 区画整理 (アは単独でも可)	イ 暗渠排水 (ア、イは単独でも可)	ウ 農業用排水施設 エ 客土 オ 農道
(ソフト事業)	①高度土地利用調整事業(指導事業、調査・調整事業)		
農業経営高度化支援事業	②高度経営体集積促進事業 ③特定高度経営体集積促進事業	④高度経営体面的集積促進事業	⑤農業生産法人等農地集積促進事業
	⑥耕地利用高度化推進事業(事業実施後の簡易な整備)		
(その他)	農業生産基盤整備附帯事業、農村生活環境基盤整備事業、特認事業		

## 国庫補助率

	一般型	面的集積型	農業生産法人等育成型
( )は中山間地	50% (55%)	50% (55%)	50% (55%)

経営体育成促進事業	事業主体 市 町 村 土 地 改 良 区 農 業 協 同 組 合 体 公 募 団	所管課班 ①農村振興課 地域計画班 ②農村整備課 ほ場整備班
-----------	--	--------------------------------------

## 目 的

将来の農業生産を担う効率的、安定的な農業を営み又は営むと見込まれる者（担い手）への農用地の利用集積を図る。

## 事業内容

- (1) 担い手育成農地集積事業
  - ・農林公庫等が貸付対象者に対し農業基盤整備資金と併せて年度事業費の10%以内（農家負担金が10%以下の場合負担金の5/6以内）に相当する額の無利子資金の貸付を行う事業

## 採択要件

### 対象事業

- ほ場整備事業（担い手育成型）H14年度まで採択地区
  - (1) 担い手等の経営等農用地面積（受委託面積を含む）が対象事業の完了後、事業実施前と比較して、概ね20%以上確実に増加すること。
  - (2) 市町村において、農業経営基盤強化促進基本構想が定められていること。
  - (3) 農業農村活性化計画が定められていること。
- 経営体育成基盤整備事業（一般型、農業生産法人等育成型、農地集積加速化型）
  - 1 本事業の実施に当たっては、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、告示第一号の基準については、市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を勘案できるものとする。
    - (1) 次の全てを満たすこと
      - ア 告示第一号及び第三号イの基準を満たすこと。
      - イ 担い手について、事業の完了時において、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。
        - (ア) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知）第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）が作成するアクションプログラム（担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3の(1)のオに基づくものをいう。）に定める目標割合以上となること。
        - (イ) 対象事業実施地区において、認定農業者数が対象事業採択時に比べ30%以上増加すること。
    - (2) 告示第一号及び第三号ロの基準を満たすこと。
    - (3) 告示第一号ハ及び第三号イの基準を満たすこと、又は農村振興局長が別に定める基準を満たすこと。
    - (4) 告示第一号及び第三号ハの基準を満たすこと。
    - (5) 告示第一号及び第三号ニからリまでのいずれかの基準を満たすこと。
  - 2 告示第一号イに規定する農地の整備に関する事業の施行に係る地域を対象に市町村が定める農業経営の育成に関する計画は、第4の(3)に定める促進計画等とする。
  - 3 告示第一号イ(三)に規定する農作業受託は、基幹ほ場3作業の受託をいう。
  - 4 告示第一号イ(三)に規定する経営等農用地は、事業地区外の農用地も含むものとする。
  - 5 告示第三号に規定するまともりは、農村振興局長が別に定める基準を満たすこと。